

生涯学習センタービル大規模改修懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 生涯学習センタービル大規模改修の検討にあたり、外部の視点から意見又は助言を求めため、生涯学習センタービル大規模改修懇談会(以下「改修懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 改修懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習センタービル大規模改修に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 改修懇談会は、次に掲げる者から八王子市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が参加を依頼する。

- (1) 学識経験のある者 3名以内
- (2) 関係機関・団体から推薦された方 2名以内
- (3) 市民の方 2名以内

(改修懇談会の運営)

第4条 改修懇談会は、生涯学習スポーツ部学習支援課長が招集する。

- 2 改修懇談会を進行する座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、参加者の互選により選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(意見聴取等)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 改修懇談会の庶務は、生涯学習スポーツ部学習支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)3月31日をもって、その効力を失う。